平成２７年（フ）第９２号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台６番地13
債務者　中島　　昭
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８号
愛媛県四国中央市川之江町2890番地５、前住所大阪府東大阪市稲田上町１丁目23番６号
債務者　山川　邦代
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３号
愛媛県今治市大西町別府665番地
債務者　小池　喜**浩**
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
松山地方裁判所今治支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４３９号
千葉県市原市辰巳台東４丁目15番地　辰巳東ハイツＥ棟405
破産者　奥村　信夫
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９０６号
千葉県船橋市宮本４丁目19番12―402号
破産者　金　　玉哲
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９３２号
千葉県船橋市習志野台８丁目48番10号
破産者　大久保和宏
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９９９号
千葉市中央区大巌寺町188番地９　ジェイミッションズ蘇我Ｃ―101号
破産者　加木　和夫
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３５９号
奈良県磯城郡三宅町大字三河686番地の４
破産者　株式会社冷研
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
群馬県高崎市八島町110番地６
破産者　有限会社ＦＫＳコーポレーション
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７７２号
東京都羽村市小作台５丁目33番地10ゼルコーバ202
破産者　中村　一樹
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８０６号
名古屋市港区新茶屋１丁目1721番地
破産者　株式会社北斗設計
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８１７号
名古屋市中区丸の内３丁目19番６号
破産者　ＮＥＯ・ＥＣＯ株式会社
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９０号
京都市南区吉祥院清水町２番地
破産者　株式会社春陽堂
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９１号
京都市南区吉祥院清水町２番地
破産者　株式会社茶月
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１０号
岡山市南区妹尾2579番地コーポエルハーブ203号室、住民票上の住所岡山県倉敷市玉島黒崎970番地
破産者　笠原　　均（旧姓山本・中藤・小野）
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６８号
茨城県水戸市泉町１丁目３番18号
破産者　有限会社丸昇食料品店
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第５５４号
東京都八王子市四谷町821番地10
破産者　ジョピス　グティエレス　アントニア
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９４６号
東京都稲城市押立1161番地の５セレーネ多摩川103号
破産者　有限会社サワイ
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９４７号
東京都東村山市青葉町２丁目38番地８ファミネス久米川702
破産者　澤井　　進
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０１７号
東京都八王子市子安町１丁目37番11―207号
破産者　櫻本　紀子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部